入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年12月28日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　（改負）下水道幹線（日本橋地区）移設他工事
⑶　工事場所　東京都中央区八重洲一丁目２番地付近から中央区日本橋室町一丁目４番地付近
⑷　工事内容　高速都心環状線（日本橋区間）の地下化に関わる下水道幹線（八重洲幹線及び浜町幹線）の移設及び東京地下鉄半蔵門線への資機材投入立坑の構築
【下水道幹線移設工事】
①　区道13号部
・推進工（泥水式φ2400）　約114m
・立坑工　２箇所
・特殊人孔構築工　２基
・地盤改良工　一式
②　日本橋川伏越部
・推進工（泥濃式φ1350×２条）　約159m
・推進工（刃口式φ2400）　約９ｍ
・立坑工　２箇所
・特殊人孔構築工　２基
・地盤改良工　一式
③　区道272号部
・管路工　約106m
④　外堀通り部
・管路工　約78m
・立坑工　１箇所
・特殊人孔構築工　１基
・地盤改良工　一式
【資機材投入立坑工事】
・立坑工　１箇所
・連絡横坑工　１箇所
・地盤改良工　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から1,080日間
⑹　その他
①　本工事は、公募して競争参加資格確認申請書及び技術資料の提出を受け、競争参加資格を確認された者のうちから、競争入札により落札者を決定する一般競争入札の対象工事である。
②　本工事は、競争参加資格確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。
③　技術資料は、持参又は郵送により提出すること。
④　本工事は、受注者が着工日前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休２日制工事（受注者希望方式）である。
⑤　本工事は、契約後、監督職員と協議を行い、協議が整った場合に、ＣＩＭ対象とすることができる工事である。詳細については特記仕様書によるものとする。
⑥　その他については、電子入札留意事項によることとする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑵　首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る2019・2020年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る2019・2020年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。
⑶　2005年度以降に、以下に掲げる工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
①　単体又は共同企業体の代表者
アかつイかつウを工事完工実績（元請けに限る。）として有すること。
ア　管径1,500mm以上の管路推進工事
イ　管径1,500ｍｍ以上の管路布設替え※1工事
ウ　都市部（ＤＩＤ※2）における往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う床付け面の深さ20m以上の開削工事
※１　管径1,500ｍｍ上の管路布設替えとは、工事前において管路の管径が1,500ｍｍ以上（ボックスカルバートの場合は同等の断面積以上）の管路を撤去し、同等の機能を有する管路を新設すること。（以下同じ。）
※２　ＤＩＤとは、人口集中地区のこと。人口集中地区とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度１平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域。（以下同じ。）
②　共同企業体の代表者以外の構成員
アかつイを工事完工実績（元請けに限る。）として有すること、又はウを工事完工実績（元請けに限る。）として有すること。
ア　管径1,500mm以上の管路推進工事
イ　管径1,500ｍｍ以上の管路布設替え工事
ウ　往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う床付け面の深さ20m以上の開削工事
⑷　次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）及び設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、令和３年４月１日を予定している。
①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、2005年度以降に、以下に掲げる工事完工実績（元請けに限る。）を有すること（従事役職は問わない。）。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
・管径1,500mm上の管路推進工事
・都市部（ＤＩＤ）における開削工事
④　設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
ア　技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とした者に限る。））の資格を有する者
イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が下水道）の資格を有する者
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。